

〔価格帯を車両本体価格より強調して表示〕

Q. チラシ広告に特定のグレードの写真を掲載し、併せてその車種の価格帯のみを表示しても問題ないでしょうか。

【問題となる表示例（チラシ広告）】

New! スカーレット誕生!!



PHOTO:1.3X

車両本体価格 120万円～196万円

【問題点】
広告掲載車の販売価格が明瞭に表示されていない

A. 規約第5条第7号では、「車両の写真やイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真やイラストに使われている車両（広告掲載車）の販売価格を明瞭に表示すること」と定められています。したがって、まずは広告に写真を掲載した車両の販売価格を明瞭に表示してください。広告掲載車の価格を明瞭に表示した上で、価格帯を参考として表示（※）することは問題ありません。

【正しい表示の例（チラシ広告）】

New! スカーレット誕生!!



PHOTO:1.3X

スカーレット 1.3X 2WD CVT
車両本体価格 142万円

スカーレット価格帯 **120万円** ～ **196万円**
(1.0X 2WD CVT) (1.3G 2WD CVT)

※価格帯を「参考として表示」する場合の注意点

- 広告掲載車の販売価格の表示（142万円）と文字の大きさを同等かそれ以下にする
- 配色等に注意し、広告掲載車の販売価格より目立たないように表示